

「佐賀県知的財産を大切にし、
みんなで守り、育て、新たに生み出す条例(仮称)」
(案)の概要

佐賀県 政策部



目次

1	条例（案）の内容	
①	制定の主旨	3
②	目的	7
③	基本理念	8
④	県の責務	9
⑤	事業者の責務	11
⑥	県民の責務	12
⑦	大学の責務	13
⑧	市町の責務	14
2	スケジュール等（予定）	15
	<参考>	
・	知的財産とは	16
・	知的財産権とは	17
・	知的財産権の種類	18

1 条例（案）の内容

① 制定の主旨（1／4）

佐賀県には、日本の磁器発祥の地で創業400年以上の歴史を誇る「伊万里・有田焼」をはじめとした陶磁器、富山、大和、近江と並び日本4大売薬として配置売薬業が発達した田代売薬で生まれた貼り薬「朝日万金膏」などの医薬品、世界的な品評会でも高く評価されている日本酒など、その製法・技術といったものを大切に受け継ぎ、活かし、そして次世代に繋いできた歴史がある。

近年においても、「佐賀牛」や「佐賀海苔 有明海一番」など世界に誇る高品質な農林水産物ブランドや、「いちごさん」や「にじゅうまる」、「サガンズギ」といった佐賀の農林水産業の未来を担う新品種が生まれている。また、世界最強の磁器材料や陶磁器では初となるメタリック調の新しい上絵具の開発などの試験研究の成果は、他の人に模倣されないよう佐賀県の特許として登録されている。

1 条例（案）の内容

① 制定の主旨（2／4）

こうした当時の人々の生活を助け、豊かにするために開発された製法や未来を見据えて開発された技術などは、関わった人々の高い志と熱意、そして幅広い知的な創造活動によって生み出されたものであり、「知的財産」と呼ばれている。

このほかにも、映像や音楽、デザインなど、私たちの身近なところにも様々な「知的財産」がある。

「佐賀さいこう!」、「九州佐賀国際空港」といった佐賀のブランドイメージを高めるための商標や、「歩こう。佐賀県。」、「SAGA2024」といった県のプロジェクトを推進するためのポスターなどの著作物もそうである。

こうした優れた知的財産は、一朝一夕に創出されたものではない。最初に生み出した人と、その質を高め、技やイメージを守っていく人、それぞれの存在があるからこそ、佐賀の技術や商品、ブランドには大きな信頼が寄せられている。「佐賀だから、佐賀の人がつくったものだから間違いない」という思いは人から人へと伝わり、新しい佐賀のものづくりの原動力となっていく。

1 条例（案）の内容

① 制定の主旨（3／4）

しかし、長い時間をかけて築き上げた信頼も、崩れるときは一瞬である。

園芸農家の方々の大きな期待を背負ってデビューしたかんきつ「にじゅうまる」。20年以上の年月をかけて品種開発し、関係者による栽培や品質、流通といった管理を徹底することで、販売開始から佐賀県を代表するかんきつブランドとなった。

そうした中、その苗が不正に流出する事案が発生した。大切な苗が持ち出され、適切な管理がされていない生産物が一つでもが市場に出てしまうと、そのブランドへの信頼は大きく失われ、「にじゅうまる」を大切に育ててきた人たちの努力が無になるおそれがある。

そうしたことは決してあってはならない。

1 条例（案）の内容

① 制定の主旨（4／4）

優れた知的財産を守り、育てることは、発明や創作自体の付加価値を高めるばかりではなく、人と人とを結び付け、生産性を高め、そして地域そのものの評価を高めることができる。だからこそ、一人一人が、知的財産について正しく理解し、尊重し、活かしていく社会をつくっていく必要がある。

このため、佐賀の未来を担う貴重な知的財産を、県民皆で守り、育てる機運をさらに高め、そして佐賀ならではの強みを生かした新たな知的財産を生み出す好循環が佐賀の地に深く根を張ることを目指して、この条例を制定する。

1 条例（案）の内容

② 目的

この条例は、

- ・佐賀県の知的財産の保護、活用及び創造に関する基本理念を定めること
- ・県、事業者、県民、大学及び市町の責務を明らかにすること

により、本県の未来を支える知的財産を保護し、及び適切に活用するという県民一人一人の意識を高め、本県の特色を生かした新たな知的財産の創造を推進し、もって、将来の世代にわたる産業の振興、文化の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とします。

1 条例（案）の内容

③ 基本理念

知的財産の保護・活用・創造は、次の事項を基本として行わなければならないとします。

- 知的財産の保護・活用・創造に係る県民及び事業者の創意工夫及び活動を尊重し、知的財産が適切に利用される社会的気運を醸成すること。
- 知的財産の保護・活用・創造を通じて産業の付加価値を創出し、新たな事業分野への進出を促進することにより、産業の振興、文化の発展及び活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 研究、開発、教育その他の知的活動を活発に行うとともに、それらにより生み出される知的財産の集積及びその質の向上を図っていくことにより、本県の将来にわたっての発展のための基盤の整備を図ること。

1 条例（案）の内容

④ 県の責務（1／2）

県は、（前ページの）基本理念にのっとり、次の取組を行うもの
とします。

- 知的財産が尊重される環境を醸成すること。
- 知的財産の保護・活用・創造に係る人材及び次世代を担う人材を育成すること。
- 県、事業者、大学、市町及び知的財産に関する専門的知識を有する者との間の連携の強化を図り、知的財産の保護・活用・創造に資する基盤の整備を図ること。
- 知的財産を活用した地域ブランドの保護・育成・創出を支援すること。
- 事業連携、出資等を通じた知的財産の活用並びにその活用による新たな製品開発及び技術改革が、公正かつ継続的に行われるよう、支援すること。

1 条例（案）の内容

④ 県の責務（2／2）

県は、次の取組も行うものとしします。

- 県が有する知的財産を保護し、及び当該知的財産に対する侵害行為を防止するため必要な措置を講ずること。また、県が有する知的財産への侵害行為が発生し、又は発生するおそれのある場合には、関係法令に基づき適切に対応すること。
- 知的財産を意識した組織経営を行い、県が有する知的財産を積極的に活用し、県自らが有用性の高い知的財産を創造すること。
- 施策を推進するため、基本構想を策定すること。

1 条例（案）の内容

⑤ 事業者の責務

事業者は、次の取組を行うものとします。

- 知的財産を尊重した経済活動を行うことにより、本県の産業の振興、文化の発展及び地域の活性化に寄与するよう努めること。
- 知的財産を活用するに当たっては、当該知的財産に係る権利及び義務を十分に理解し、他者の知的財産権を侵害する行為を行わないようにしなければならないこと。
- 事業者が有する知的財産について、侵害行為その他他者からの違法・不当行為を受けるおそれがあることを認識し、必要な対策をとるよう努めること。
- 知的財産の活用・創造により、付加価値の創出及び新たな事業分野の開拓を図り、地域における雇用の機会を創出するよう努めること。
- 発明者、技術者などの創造的活動を行う者の適切な処遇を確保するよう努めること。

1 条例（案）の内容

⑥ 県民の責務

県民は、次の取組を行うものとします。

- 知的財産に関する理解を深め、知的財産を尊重する社会の形成に積極的な役割を果たすよう努めること。
- 事業者が行う知的財産の保護・活用・創造に係る活動の促進に向け、真正な製品又は役務の購入、活用等により、知的財産を尊重した活動を行うよう努めること。
- 知的財産を活用した地域ブランドの消費の拡大、魅力に関する情報の発信等に協力するよう努めること。

1 条例（案）の内容

⑦ 大学の責務

大学は、次の取組を行うものとしします。

- 知的財産を尊重した研究を行うとともに、研究の成果を普及させることにより、本県の産業の振興、文化の発展及び地域の活性化に寄与するよう努めること。
- 知的財産の保護・活用・創造に関する教育を行うことにより、専門的な知識を有する人材を育成するよう努めること。
- 研究者、技術者などの創造的活動を行う者の適切な処遇を確保するよう努めること。

1 条例（案）の内容

⑧ 市町の責務

市町は、次の取組を行うものとしします。

- 知的財産の保護・活用・創造について、県、大学及び事業者と積極的な連携協力を行い、産業の振興、文化の発展及び地域の活性化に寄与する取組を行うよう努めること。
- 住民への知的財産に関する教育及び学習の振興並びに知識の普及に努めること。

2 スケジュール等（予定）

パブリック・コメント

令和4年5月11日（水）～令和4年5月25日（水）

県議会への条例案の提案

令和4年6月定例県議会に提案、同県議会において審議

施行

令和4年7月

※ 「佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例（平成21年佐賀県条例第7号）は廃止予定

<参考> 知的財産とは

知的財産

人の幅広い知的創造活動によって生み出される発明や考案、デザイン、著作、植物の新品種などの成果のことを言い、技術やアイデアの独自性が財産としての価値を持つものです。

一般的な有形の財産とは異なり、目には見えない無形の財産であることが特徴としてあげられます。

また、広い意味では、例えば企業秘密のようなノウハウやモノの付加価値を高めるブランドなども知的財産として捉えられています。

知的財産基本法では、次のように定義されています。

○知的財産基本法（平成14年法律第122号）【抜粋】

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2・3 略

<参考> 知的財産権とは

知的財産権

知的財産のうち法令で定められた権利のことを言います。

発明者、考案者、創出者などの知的な営みを尊重し、他者による侵害から知的財産を保護するため、独占排他的に使用できる権利を法により与えるものです。

知的財産基本法では、次のように定義されています。

○知的財産基本法（平成14年法律第122号）【抜粋】

第2条 略

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 略

<参考> 知的財産権の種類

知的創造物についての権利等

- 特許権 (特許法)** ○「発明」を保護
- 実用新案権 (実用新案法)** ○物品の形状等の考案を保護
- 意匠権 (意匠法)** ○物品、建築物、画像のデザインを保護
- 著作権 (著作権法)** ○文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)** ○半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 育成者権 (種苗法)** ○植物の新品種を保護
- (技術上、営業上の情報)
- 営業秘密 (不正競争防止法)** ○ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業上の標識についての権利等

- 商標権 (商標法)** ○商品・サービスに使用するマークを保護
- 商号 (商法)** ○商号を保護
- 商品等表示 (不正競争防止法)** ○周知・著名な商標等の不正使用を規制
- 地理的表示(GI) (特定農林水産物の名称の保護に関する法律)** ○品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品の名称を保護
- 地理的表示(GI) (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)**

(特許庁の資料を基に佐賀県作成)